

申告は  
**3月16日**まで

# 確定申告 個人市民税・県民税申告

確定申告、個人市民税・県民税の申告会場のお知らせ

町ごとの区分はありませんので、都合のつく日程の会場へ来場してください。

申告受付日程は、別表のとおりです。  
※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。  
※会場では、コピーをすることができません。

### 確定申告とは

毎年1月1日～12月31日の1年間の所得と、それに対する税金を正しく計算し、申告期限までに申告して納税する手続きのことです。確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合（還付）があります。  
自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。

## 令和元年分所得税確定申告 令和2年度市民税・県民税申告受付日程表

日付	曜日	会場
2月4日	火	南部第2ふれあいプラザ 2階大会議室
2月6日	木	吉浜公民館 1階会議室
2月7日	金	
2月12日	水	高取公民館 1階会議室
2月13日	木	
2月17日 ～ 3月16日	月～月	高浜市役所 会議棟 (※土・日曜日・振替休日を除く)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

### 申告期限

- ・申告所得税および復興特別所得税 3月16日(月)
- ・贈与税 3月16日(月)
- ・消費税および地方消費税 3月31日(火)

### 振替納付日

- ・令和元年分申告所得税および復興特別所得税 4月21日(火)
- ・令和元年分消費税および地方消費税 4月23日(木)

### 問合せ先

- 刈谷税務署  
☎21-6211  
・所得税および復興特別所得税など確定申告に関すること  
※電話は自動音声案内です。問い合わせ内容に応じた番号を選択してください。
- 市税務グループ  
市民税担当  
☎52-1111  
(内線246・247)  
・市民税・県民税申告に関すること

個人市民税・県民税の申告をする必要のある方

令和2年1月1日現在で高浜市に住所があり、令和元年（平成31年）中に所得のあった方は、申告をする必要があります。ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得（配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得）のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。

なお、これまで毎年1月下旬に市民税・県民税申告書を郵送していましたが、行政コスト削減などの観点から市民税・県民税申告書の郵送を中止しました。理解と協力をお願いします。

自分で申告書を作成して提出を希望する方は、税務グループまで連絡してください。申告期間中は、担当職員が各施設などへ出向き不在となるため、市役所1階の税務グループ